

## 神奈川県認知症施策推進協議会設置及び運営要綱

### (目的)

第1条 認知症患者の増加が見込まれる中で、認知症の人やその家族を支援するために、適切な医療やケアの提供、相談や見守り体制の充実及び認知症に関する理解の普及促進等が求められていることを踏まえ、総合的な認知症施策を推進するため、神奈川県認知症施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 認知症の適切な医療、ケアの提供に関すること。
- (2) 認知症の人や家族への支援に関すること。
- (3) 認知症施策に向けた各関係団体等の連携に関すること。
- (4) その他認知症施策の推進について必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 委員は、別紙のとおり、認知症施策に係る学識経験者、保健医療関係者、福祉介護関係者、家族の会、本人、家族、行政関係者等により構成する。

2 委員の任期は、3年間とし、再任を妨げないものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、協議会の座長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (ワーキンググループ)

第6条 第2条の所掌事項のうち、特定の課題について検討するため、必要があるときは協議会にワーキンググループを設置することができる。

2 その他ワーキンググループの運営に必要な事項は別に定める。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年7月13日から施行する。認知症対策部会設置要領は、廃止する。

### 附 則

この要綱は、平成25年2月8日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

# 別紙

## 神奈川県認知症施策推進協議会構成委員

○委員

区分	所属
学識経験者	
保健医療関係者	公益社団法人 神奈川県医師会
	公益社団法人 神奈川県歯科医師会
	公益社団法人 神奈川県病院協会
	一般社団法人 神奈川県精神科病院協会
	公益社団法人 神奈川県看護協会
	公益社団法人 神奈川県薬剤師会
	神奈川県認知症疾患医療センター代表
	横浜市認知症疾患医療センター代表
	川崎市市認知症疾患医療センター代表
	相模原市認知症疾患医療センター代表
福祉介護関係者	一般社団法人 神奈川県精神保健福祉士協会
	一般社団法人 神奈川県介護支援専門員協会
家族の会	公益社団法人 認知症の人と家族の会 神奈川県支部
本人	本人代表
家族	認知症の人の家族代表
行政	横浜市
	川崎市
	相模原市
	横須賀市
	藤沢市
	茅ヶ崎市
	県保健福祉事務所代表